

無料相談

相談日が祝休日・年末年始の場合、お休みになるものがあります。事前にご確認ください。

名称	問合せ	内容	日時	相談場所等
行政相談	地域支援課 Tel0493-62-2152	行政に関する困りごとなど	6月12日(水) 13時30分～ 16時30分	▶ 役場3階 総合相談室 ▶ 総務省関東管区行政評価局「行政苦情110番」 Tel0570-090110
法律相談	地域支援課 Tel0493-62-2152	日常生活上生じた法律的問題(相続、離婚、多額の借金など)	6月28日(金) 13時30分～	役場204・205会議室(予約制 1組25分先着6組)
行政書士相談	地域支援課 Tel0493-62-2152	相続・遺言など暮らしに関する悩みなど	6月20日(木) 10時～	役場3階 総合相談室
人権相談	地域支援課 Tel0493-62-2152	人権侵害やいじめ、家庭内の問題など	6月3日(月) 10時～15時	役場3階 総合相談室
消費生活相談	企業支援課 Tel0493-62-0720	商品契約やサービスなど	毎週月～金曜日(祝日除く) 10時～12時、 13時～16時 (受付15時30分まで)	▶ 東松山市役所本庁舎2階 東松山市役所人権市民相談課 Tel0493-21-1414 ▶ 消費生活支援センター熊谷支所 Tel048-524-0999
教育相談	教育総務課 Tel0493-62-0823	幼児・小学生・中学生及びその保護者の教育に関する色々な悩みなど	毎週水曜日 15時～	役場3階 教育相談室
人権相談(法務局)	さいたま地方法務局 東松山支局 Tel0493-22-0379	不当な差別やいじめなど人権に関する相談	毎週水曜日 9時～16時	さいたま地方法務局 東松山支局
傾聴相談「わかばのきもち」	嵐山町社会福祉協議会 Tel0493-62-0722	職場や人間関係の悩みなど	※お申し込み後に調整します	▶ 嵐山町社会福祉協議会相談室 または相談者の指定する場所 ▶ 電話でのご相談もできます。

人口と世帯	
5月1日現在()内は前月比	
男	8,679人 (-3)
女	8,834人 (+11)
総人口	17,513人 (+8)
世帯	8,466世帯 (+7)
転入等	95人
転出等	73人
出生	11人
死亡	25人

令和6年3月分の資源回収の回収量等お知らせします。(一般家庭ごみのみ)		
	令和6年3月分	前年比増減
資源回収	紙類(※1)	25,980kg -6,810kg
	衣類	3,750kg -1,620kg
	アルミ缶	1,270kg -20kg
資源物売却収入		444,130円 14,740円

○皆様のご協力により、上記の収入がありました。
※1:「段ボール」・「新聞」・「雑誌」・「紙パック」の合計

ごみ集積場で収集した「もえるごみ」は、微生物の力を使った生物処理(メタン発酵処理)を行っています。詳しくは、ごみ・資源分別収集カレンダーまたはホームページをご確認ください。

令和6年3月分のごみ収集量は、次のとおりです。(一般家庭ごみのみ)		
	令和6年3月分	前年比増減
もえるごみ	165,990kg	-34,410kg
不燃ごみ	25,270kg	-4,670kg
合計	191,260kg	-39,080kg
1人1日当たり排出量	353g	-70g

分別を行いごみの減量をしましょう。
ご理解とご協力をお願いします。

税務署からのお知らせ

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

○受験資格

①令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者

②人事院が右の①に掲げる者に準ずると認める者

○試験の程度

高等学校卒業程度

○申込方法等

【原則】インターネット申込み次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。



受付期間 6月14日(金)9時～6月26日(水)「受信有効」※インターネット申込みができない場合は、希望する第1次試験地を所轄する国税局に問い合わせる。

○試験日 1次試験 9月1日(日) 2次試験 10月9日(水)～10月

18日(金)までの間の1次試験合格通知書で指定する日時

○合格発表日

1次試験合格者 10月3日(木) 最終合格者 11月12日(火)

インターネット申込みについて 人事院人材局試験課

Tel03-35581531 内線2333 9時～17時(土・日および祝日等は除く)

その他 関東信越国税局人事第二課試験係 Tel048-600-3111 内線2097 9時～17時(土・日および祝日等は除く)



消費者コーナー

結局、高額請求になる「定期購入」トラブル！注文は慎重に

■事例1

オンラインゲーム中に、「化粧品が定価90%オフの1980円！いつでも解約可能」と大きく表示されたバナー広告が現れ、安いと思い注文した。商品が届き、解約の連絡をすると「初回での解約は、定価と初回代金の差額を払うようサイト内に表示してある」と言う。見た覚えがない。

■事例2

SNS閲覧中に出てきた「美容液がお得な4千円」の広告を見て、お試して注文した。注文後に「美容品プレゼント」と表示され、何度かスクロールした所にあった注文ボタンを押した。先日、同じ美容液が届いたので、注文していないと申し出ると「美容品プレゼント」のところの注文ボタンを押すと、

全7回の定期コースに変更になる」と言われた。

通信販売で、「初回〇円」「お試し価格」「定期縛りなし」などの広告を見て1回限りと思い注文したら、「定期購入」だったという相談が後を絶ちません。最近では、クーポンやプレゼントが「もらえる」と思い申し込んだら、定期購入に変更していたというケースもあります。

また、「いつでも解約可能」など、「定期購入だが、安価な初回代金だけ支払えば購入できる」と誤解を招くような広告・表示を見て注文したが、実際には違約金や複数回の受け取り必須などの「解約条件」が設けられていて、結局は高額な請求をされるケースも見られます。安さやお得をうたった広告から、高額な請求になる「定期購入」へ誘導されるかもしれません。定価に比べ著しく安い・お得などの場合、注文は慎重に行う姿勢が求められます。

■消費者へのアドバイス

1.「お得」だけをうのみにしてすぐ注文するのではなく、契

約内容を十分確認しましょう。
2. 注文前に広告や最終確認画面をスクリーンショットし、保存しておきましょう。トラブル発生時に証拠となつて解決につながる場合があります。
3. 通信販売には原則クーリング・オフはなく、受取拒否や支払いをせず放置していても解約になりません。必ず販売業者に連絡し、解約の合意を取りましょう。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188番」へおかけください。